

海外メディア向けモデルツアー・プロモーション等業務委託 仕様書

1. 業務名

海外メディア向けモデルツアー・プロモーション等業務委託

2. 目的

瀬戸内4県都市長会は、4市（岡山市、広島市、高松市、松山市）が連携して共通課題に取り組み、互いの特性を活かした戦略的なプロモーションなどを実施している。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で制限されていた訪日観光が再開され、今後、インバウンド市場が急速に回復することが見込まれる。さらに、令和7年度に開催される大阪・関西万博に向けて、世界中から関西エリアに外国人観光客が集まることが期待される。

そこで、訪日外国人旅行者を4市（岡山市、広島市、高松市、松山市）へ誘客するため、海外メディアを対象としたモデルツアーを実施し、4市の有する自然・体験・食等の観光資源の魅力を積極的に海外へ情報発信を行うことで、4市への誘客及び観光需要の回復につなげる。

3. 履行期間

契約締結日 ～ 令和6年2月29日

4. 履行場所

瀬戸内4県都市長会事業実行委員長が指定する場所

5. 業務内容

(1) 海外メディアを対象としたモデルツアーの実施

海外メディアを対象とし、4市の有する自然・体験・食等の観光資源を活用したツアーの企画を立案し、実施すること。なお、航空券等交通関係、食事、滞在施設、訪問場所、運営スタッフ、進行管理、ツアー当日の運営等の手配業務を行うこと。

**【留意事項】**

- ・参加者：インバウンドプロモーションの実績が豊富な海外メディアを1社以上、参加海外メディアへ通訳対応できるガイド等を手配すること
- ・行程：委託者及び参加する地方自治体や観光協会、観光関係者との連絡調整のうえ、モデルコースを地域別に作成すること
- ・実施時期：原則、令和5年10月～令和5年11月末日の期間内とすること
- ・滞在期間：2泊3日以上とすること

## (2) 記事広告等の掲出

モデルツアーでの取材内容を、訪日外国人の利用頻度が高い冊子又はWEBサイトやSNS等へ記事広告を掲載し、広くプロモーションすること。

### 【留意事項】

ターゲット層や掲出時期については、委託者と協議のうえ設定するとともに、目的に応じて最適な配信方法や回数、地域を提案し、情報発信を行うこと。

## (3) 効果検証の実施

モデルツアー実施後は、参加者へアンケート調査・検証などを行い、今後の課題等について分析・検証すること。なお、ツアー参加者へのアンケート内容については、受託者と協議のうえ、旅行者の属性、旅行への意向のデータが収集できる内容とし、より多くの回答が得られる工夫を講ずること。また、速やかにアンケート結果をまとめ、後日、効果検証の結果についてまとめた報告書を提出すること。

## 6. 提案内容

企画提案書には、以下の項目を掲載すること。提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

### (1) 実施方針

旅行需要の動向や旅行手配の傾向などについて分析し、業務の実施に当たっての基本的な考え方や実施期間、企画の特徴等を明らかにすること。なお、実施期間については、期間の長短に関わらず誘客に効果的となるよう、プロモーションの内容も含め、総合的に検討のうえ提案すること。

### (2) モデルツアー内容

- ・ツアーの行程、スケジュール、招聘するメディア数

### (3) 記事広告等の掲出方法

- ・プロモーション方法・時期
- ・プロモーションを行うターゲットの具体像

### (4) 効果検証

- ・効果検証の方法

### (5) 独自提案事項

- ・業務を実施するに当たり、企画提案者が業務内容以外の事柄で提案したもの。

## 7. その他運営上の要件

### (1) 事業方針

本仕様書の目的を踏まえた事業方針とすること。

### (2) 見積書の提出

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積りを示すこと。

(3) 実施体制

実施体制には統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(4) 事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

8. 報告書・成果品の提出

(1) モデルツアー参加者名簿

(2) モデルツアー参加者を対象としたアンケート及びアンケート結果

(3) 提案書の提出

アンケートの内容を基に効果等を分析・検証し、4市の誘客促進のための提案書を作成し、提出すること。

(4) 業務完了報告書

業務完了報告書及び撮影した写真データ（JPEG形式）を提供すること。

(5) 納品場所

瀬戸内4県都市長会事業実行委員長が指定する場所

9. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部について事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議のうえ、決定するものとする。

②委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められると

きは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得ること。